

# 令和8年度後継者等支援事業実施業務仕様書

## 1 委託する業務の名称

令和8年度後継者等支援事業実施業務

## 2 目的

本業務では、県内中小企業の後継者等に対して、経営に関する知識や能力の向上に向けた機会を提供するとともに、新規事業の創出等の新たな取組<sup>\*</sup>を支援することで、今後の地域経済を担う経営者の育成や事業の更なる成長を後押しする。

また、事業全体を通して、事業承継等を契機として、事業の存続、成長に向けた新たな取組に挑戦する機運を醸成し、事業承継の促進や県内中小企業の持続的な成長を図る。

※後継者等がこれまでの経営者等の想いを継ぎながら、事業の将来を見据えて取り組もうとする改革等の全般を指す。

## 3 履行期間

契約締結の日から、令和9年3月31日まで

## 4 業務内容及び実施方法

### (1) 概要

本事業では、県内中小企業の後継者等を対象として、事業承継を契機とした成長を促進するため、研修プログラムを中心とした支援を実施する。

本項(①～③)に基づく各取組の具体的な内容や実施方法等については、事前に県と協議の上、決定するものとする。

#### ①研修プログラム(必須)

後継者や承継間もない経営者等を対象として、経営力の向上や新たな取組の創出等を支援する研修プログラムを実施する。

研修の実施にあたっては、受講者の状況や支援ニーズを踏まえ、講義、ワークショップ、個別支援等を効果的に組み合わせるものとする。

#### ②研修プログラムと連動した取組(任意)

研修プログラムの効果を高める観点から、必要に応じて、研修と連動したセミナー、説明会、イベント等を実施することができる。

これらの取組は必須のものではなく、研修プログラムの一部として実施すること、受講者募集を目的として実施すること、又は広く一般に開放した形で実施することなど、目的や内容に応じて、受託者の提案により柔軟に設定することができる。

### ③先進企業視察（任意）

事業承継を契機とした成長を目指す観点から、研修内容の一部として、又は研修と連動した取組として、先進的な取組を行う企業等への視察（以下「先進企業視察」という。）を実施することができる。

なお、先進企業視察に係る受講者等の旅費（交通費等）は実費負担とし、委託費には含めないものとする。

## （２）研修プログラムの実施

本項は、（１）①に掲げる研修プログラム（必須）について、その具体的な内容及び実施方法等を定めるものである。

### ①研修プログラムの位置づけ・目的

事業の承継を契機とした成長を促すため、後継者や承継間もない経営者等を対象として、新規事業創出、販路拡大、ネットワーク構築等、新たな挑戦を支援するための研修プログラムを実施する。

受講者の状況を踏まえながら、新規事業に関する支援や、ビジネス拡大の協業に向けての支援など、個別支援を実施する。

### ②受講対象者

原則として以下に該当する者であって、承継した事業又は承継予定の事業の存続、更なる成長に向け、経営者としての能力を向上させる意志を有する成長意欲の高い者とする。

なお、受講者の選定にあたっては、プログラムの趣旨や支援効果を踏まえ、成長意欲や取組意向等を考慮するものとする。

- ・ 山口県内に本社等を置く中小企業等において、事業を承継した者又は事業承継予定の後継者（候補）等
  - ※原則として、承継後、概ね5年以内の者
- ・ 山口県内の中小企業等の事業承継（第三者承継、継業等）を希望する者
  - ※後継者人材バンク等に登録する意思がある者等
- ・ その他、県が適当と認める者

### ③実施時期・実施規模

研修プログラムは、令和8年7月から令和9年2月までの期間を目安に実施すること。

受講者の新たな挑戦を支援する観点から、プログラムの回数は多いほど望ましいが、5回程度（5コマ相当）は実施することとし、実施日数や各回の構成については、受講者の利便性や支援効果等を踏まえ、柔軟に設定することができる。

### ④受講者の募集・選定及び運営

プログラムチラシ等の募集用資料を作成するとともに、県と連携の上、様々な広報媒体を活用し、原則として公募により、受講者の掘り起こしに効果的な周知・募集活動を実施すること。

受講希望者の取りまとめを行うとともに、受講者及び講師との連絡調整等、受講者対応に係る事務を実施すること。

受講者の選定にあたっては、県との協議の上、受講希望者の中から受講者を選定するものとし、必要に応じて、書類選考や面談等による選考を行うことができる。

### ⑤プログラムの内容及び実施方法（支援体制等）

受講者には、原則として継続的に参加させることとし、各回の参加状況や進捗等を踏まえ、必要に応じて個別のフォローアップや働きかけを行うなど、参加の継続及び取組の定着を図ること。

各回のプログラムの内容については、一般的な知識を講義するような形ではなく、既存の経営資源を引き継ぐ（予定の）後継者等の立場を加味した実践的な内容とすること。

受講者の利便性、支援の効率性等を考慮した上で、対面での実施機会を積極的に創出することとし、オンラインも活用しながら、きめ細かな支援を実施すること。

本プログラムは、関係者間のネットワーク構築も重要な要素であることから、オンラインに偏ることのないよう、対面開催や交流機会の創出を重視した構成とすること。

プログラムの内容については、概ね、以下を踏まえたものとし、受講者による成果発表の場を設けること。

なお、成果発表は、検討した戦略や取組内容、今後の方向性等を整理・共有する機会として実施するものとする。

- ・成長に向けた新たな戦略の検討及びビジネスプランの策定  
（新規事業創出、企業間連携、販路拡大、ブランディング等）
- ・自社分析及び財務分析、資金調達等を通じた事業の実現性・持続性の検討

- ・上記の戦略及び計画の検討や具体的な取組につなげるための、専門家による個別支援

なお、成果発表は、検討した戦略や取組内容、今後の方向性等を整理・共有する機会として実施するものとする。

受講者の支援にあたっては、十分な支援体制を構築し、受講者の支援ニーズに関するヒアリングや支援内容に関する共通認識を図った上で、効果的な支援を検討し、実施すること。

受講者の状況を踏まえながら、受講者の挑戦を支援するための個別支援を実施すること。

本項（①～⑤）に基づく研修プログラムの実施に関する事項（募集方法、受講者の選定方法・条件、実施方法、支援内容等）については、事前に県と協議の上、決定するものとする。

### （３）事業実施準備業務・事業運営業務・その他の業務

- 受託者は、全ての業務について、委託者である県と密に連絡を取り合い、協議、相談しながら進め、実施すること。
- 事業全体のスケジュールについて可視化し、県や関係者と調整を行い、事業開始時及び県の求めに応じて提示すること。
- 受講者、参加者について、事務局の役割を担い、管理等を行うこと。（参加者の把握、名簿の作成・情報管理・調整等）
- 支援対象者の活躍、支援効果が確認された場合、県に報告すること。
- 各業務の実施状況は、適宜写真や動画等で記録に残すこと。
- 事業に係る会場の確保、必要器材の準備、資料の印刷・配布、受付、司会進行、参加者との連絡など、事業の実施に必要な業務を行うこと。
- 事業実施に要する経費については、合理性や経済性を検証することが可能な根拠資料等を備えることとし、県からの求めに応じ適宜提供すること。

### （４）報告書の提出

- 受託者は月ごとの業務実施状況について、毎月報告書を作成し、実施月の翌月10日までに県に提出するとともに、委託業務完了時には事業報告書を提出すること。
- 事業報告書には下記の内容を記載し、写真を掲載する等して、見やすさ・分かりやすさに配慮すること。
  - ① 実施内容（実施日、回数等） ※個別支援も含む
  - ② 実施成果
    - ・受講者の事業計画の概要、進捗等活動実績等

- ・受講者の活動状況
  - ・各業務で実施したアンケートの結果
- ③ 上記①②を踏まえた、事業効果の考察

## 5 スケジュール

- 概ね、以下のスケジュールで実施すること。
- 詳細は、県と協議の上、決定すること。

業務内容	実施内容	時期
研修プログラム	受講者の募集	5月～7月
	受講者の審査・決定	7月
	研修プログラム・個別支援	7月～2月
報告書	報告書の作成・提出	2月～3月

## 6 成果品

- 事業報告書
  - 報告書データ（PDF）、報告書に使用した写真データ（JPEG）、アンケート回答・取りまとめ結果等を収録した電子媒体一式
- 納入場所
  - 山口県産業労働部経営金融課経営支援班

## 7 委託料の返還

- 委託者は、受託者が事業の実施に当たり本仕様書に反した場合には、受託者に委託契約額の一部又は全部を返還させることができる。

## 8 その他

- 業務の遂行において疑義が生じた場合は、県と協議し、その指示に迅速かつ的確に従うものとする。
- 本仕様書に関して疑義が生じた事項及び本仕様書に定めのない事項については、すべて県と協議の上、これを解決するものとする。
- 受託者及び事業遂行者は、業務の遂行に際して知り得た情報等について、いかなる理由をもっても業務期間中及び業務期間終了後において、第三者に漏らしてはならない。
- 受託者は、この業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。
- 受託者は情報漏洩に対する措置を講じること。

- 本業務によって得られた情報や作成物は県に帰属するものであり、支援対象者や参加者等の各情報、写真、動画、WEBコンテンツ、PRツール、報告書、プログラム名称等の著作物及び著作権は県に帰属する。